



ジェンダーの政治に賭けられているもの：
憲法24条の可能性(2005年度第2回コロキウム)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-07-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 岡野, 八代 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00004927

2005年度 第2回コロキウム

ジェンダーの政治に賭けられているもの
— 憲法24条の可能性 —

岡野 八代

みなさん、こんにちは。立命館大学から来ました岡野と申します。初めまして。

今日は副題に、24条の可能性と書かせていただいているのですが、実は、このコロキウムで24条のことを話してくださいと頼まれてから自由民主党の憲法調査会等々の資料を読んだところ、24条の可能性よりも、まず、いま自由民主党をはじめとする議員の方々が、どういうふうに憲法を考えているのか、その中で24条はいかに取り上げられるようになったかということを考えないといけないと思いました。いったい憲法について何が論じられていて、その結果なぜ24条に注目されるようになったかということ明らかにしないといけない、ということ非常に痛感しました。

レジュメの1と2に書いてあることですが、政治学的な視点から、私たちがなぜ憲法のもとに政治的な共同体をつくっているのか、つくらないといけないのかという、そもそもの根本のところを自民党の議員の方はほとんどまったく理解していないということが憲法調査会における議論を読めば分かってきます。読んでいるあいだにだんだん腹が立ってきまして、24条の可能性になかなかたどり着かない報告になりますが、熱く、そのあたりレジュメの1と2でお話したいと思います。

実は、12月16日金曜日に草津市の男女共同参画市民会議の方々とお話したのですけれども、そこでも私は、憲法というのはこういうふうな原理になっていて、法律というのはこういうふうな仕組みなのだというお話をしましたら、市民の方にも「そうだったのか」と納得していただきました。そこで自民党の議員の人たちの発言等々も少し紹介したのですけれども、彼女たちにも非常に共感していただきました。草津市はまだ市として男女共同参画社会の条例を持っていないのですね。滋賀県は全体として女性の

議員も少ないですし、近江八幡市でも、条例化に対する反対が強く、条例はできていません。実際に彼女たちは、その男女共同参画について話し合う現場で、男性の市会議員や民生委員と議論するときにとってもやり込められていて、反論がなかなかできないそうです。けれども、しっかりと自分たちは民主主義のもとで生きていて、そのためには憲法24条ならびに共同参画も必要なのだという言い方をすればいいのだと分かっていただいて、非常に私は力強く思ったのです。

ですから、今日も、とにかくいま日本の政治で、自民党が—自民党は結党以来、与党ですね。保守合同、55年以来ずっと憲法改正、自主憲法というのを党是のようにしていますから—結党50周年を機に、何を一気に変えようとしているのか、そしてわたしたちの政治は非常に危険な状況にあることを1で最初にお話して、2のところ、それは一体どういう理念に対する挑戦なのかというものを、明らかにしてみたいと思います。

ですが、今日はその草津の市民の方とお話した内容から、もう一歩進めた話を最後にします。レジュメの2から3の間で、「暗転」とか「逆説」と書いていますけれども、実は自分のなかで、まだうまく言いあわせない、非常に複雑な思いがある点について、みなさんと話し合いたいと思います。

というのは、私は、フェミニズム理論の中で、近代主義批判をずっとやってきました。1、2だけを見ると、私は非常な近代主義者で、民主主義とか自由主義だけで万々歳なんだみたいなことを言っているのですが、それは自民党が近代以前に立ち止まって、家族国家観とか—これは非常に時代錯誤な主張で、そして実のところ近代主義の賜物なのですが—を主張するからです。私は24条の可能性は、近代を超える一歩、近代を批判しうる力の中にあると思います。フェミニストの議論というのは、家族に着目してきました。近代主義に孕まれた公私二元論を批判するために、家族を中心にジェンダー論、あるいはフェミニズム、女性学というのは発展してきたことを考えると、あとでまた詳しくお話しますが、自分のなかでも、こんなに近代的な議論をしてよいのかという気がして悩ましいのです。3のところ、何とか24条の可能性というお話をしますけれども、あまり自信がありません。

今日是非とも議論したい部分は、この「暗転」のところでは、私だけの悩みかもしれないのですけれども、ここでみなさんに意見なり、ご批判をいただいて、私の悩みが単なる杞憂なのかを一緒に考えていただきたいと思って、こういう構成にしています。

前置きが長くなりましたが、1に入ります。

多くの方は、特に24条をめぐる改憲の動きに関心を持たれているので、憲法調査会の資料『論点整理』や、国民の権利および義務についての憲法改正プロジェクトチームの議論というのを、3点挙げました。これが憲法24条についての調査会の議論です。

これは自民党のホームページの中で、憲法について、前文の改正案からどういう議論がなされているかがすべてアップされておりますので、ぜひ読んでいただきたいと思います。

それを私なりに読んでから、これを機に実は日本の英語版の憲法であるとか、調査会で触れられている各国の憲法、私はとくにスペインが面白いと感じたのですが、とにかく様々な国の憲法を、興味関心のあるところを集めていろいろと読んでみました。その点については、後の議論のなかで少しお話できるだろうと思います。

少なくともこの憲法改正のプロジェクトチーム、調査会の議論から読み取れるのは、次のような論理です。

第一に、彼らの頭のなかでは、これは注にも挙げておいた『論点整理』のところにも書かれていますが、個人の権利というのは、日本のなかでは利己主義として理解されています。個人主義が日本では非常に行き過ぎていて、日本の国民は権利ばかり主張すると言われます。

私は、日本の国民で権利という言葉を使う人を、ほとんど見たことはありません。日本では権利という言葉は日常用語として定着していません。ところが、自民党の政治家の方々は、国民が「権利権利と、権利ばかり主張している」と言う。そのために、自分のことばかり考えて、公共の福祉が破壊される。だから、このさい個人主義を改めて、家族、共同体重視の「憲法」をつくろうというのが1点めです。

第2点めは、個人主義、つまり利己主義が行き過ぎたために、そもそも

日本にあったはずの — ここでは、歴史社会学、あるいは家族論のなかで事実としても否定されているような事柄を持ち出して — 公私の役割分担というのがなくなってしまった、と訴えます。特に家族への思いやりが足りない。最近いろいろな事件が起きていますから、私もある意味、何らかのかたちであった家族の力というのは、低下していると思いますが、それを彼らは利己主義、個人主義のせいだと言っています。

憲法調査会の発言のなかでも、こういうふうに使われています。これは熊代昭彦さんという衆議院議員の発言です。「よい家族こそよい国の礎である。特に女性の家庭をよくしようというその気持ちが、日本国の国をこれまでまじめに支えてきたと思う。家庭を大切にすること。ドイツ憲法には、婚姻および家族は国家秩序の特別な保護を受けると書いてある」というふうに使われています。そして、女性に家族責任、家事責任を負わせようとする。男女共同参画社会基本法の理念とは、まったく逆行する意見を述べています。

第3点めです。この点は、政治学的に非常に問題だとわたしは思っています。個人の尊厳はもちろん現行の憲法で基調にされているのですが、調査会によると、尊厳を支えているのは社会であるという。社会の器がないと、いくら個人の尊厳を言っても尊重されないのだから、まず人間の本質は社会性であると規定し — これはレジュメに引用しておきました『論点整理』で出てきます —、だからこそ国柄を大切にするため協調し合いましょうと論じる。尊厳という概念については、後ほど詳しく触れます。

彼らは社会があってこそその尊厳なのだというのです。尊厳という言葉も、日本では日常用語としてまったく定着していません。しかしながら、私たちが映画や物語、歴史を見たり、人々の体験談などを聞いたときに、感動を受けるのは、おそらくそこに何らかの人間の尊厳の発露を見出しているときだと思えます。

たとえば、いかに社会が抑圧的でその人が差別を受けていても、そのなかで必死に生きようとしている人たちに、私たちは人間の尊厳というものを明確に感じるのだと思えます。つまり、社会がいかにずたずたにされていようとも、人間の尊厳というのは失われなければならないのです。これは尊厳

の考え方ですけれども、そういう理解で近代以降、尊厳というのは語られてきた。社会からいかに抑圧されていても尊厳は失われない、だから尊厳は不可侵なのだと論じられてきたのですが、彼らはそういう議論を一切無視しています。

そして第4点めですが、神道等の情操教育、道德教育が国民から奪われている、だから憲法で国民に、幸福とは何かを示す必要があると。みなさんの手元にはお配りしていないかもしれないですが、伊藤信太郎という議員がしまして、彼は、こういうふうに言っています。「多くの国民は自由を求めているようでいながら、実は自由から逃れたいと密かに思っている。この国の国民は、こういうふうにものを考えれば幸せになれるのですよということを、大まかな国のなかで規定してほしいと思うのは、潜在的にマジョリティーとして国民みんなが持っている願望ではないか」と。つまり憲法のなかで、国の政策としてそのもとに政治をつくっていかないといけない基本法で、国民一人一人に、あなたはこうすれば幸せになれますよというのを書こうというのです。

これは、政治思想、政治理論的に考えると、非常に危険な思想です。なぜかというと、こういうふうには幸せになれますよと、法や政治が国民一人一人に押し付けるというのは、全体主義の考え方だからです。私たちの幸福感というのは非常に内心に関わることです。それを政治的に規制するのは、内面から私たちが支配することにつながります。

「あの人たち、何、あの変な生き方をして」という理由から差別され、社会から排除されてきた人たちというのは、歴史上たくさん、たくさんいるわけです。それを踏まえて、これも後ほど詳しく言いますけれども、そうした差別をしない、少なくとも政治は、内心にはタッチしてはいけない、それは一人一人にとって大切に奪われてはならない何かなのだと考えられるようになりました。このことは、先ほどの尊厳と関わると思います。タッチしてはいけない何かを守るのではなくて、こういうふうには幸福になれと言う。何がひとにとっての幸福であるかは、一人一人違うはずなのですね。それを国家が押し付けるというのは、全体主義以外の何ものでもないわけです。

私はこの発言は非常に恐ろしいと思ひまして、この伊藤信太郎というのは、どういう人だろうと調べたところ、彼は慶應義塾大学出身で、何と政治学修士まで取っていました。政治学の理論をわかっていなくて言ったのではないですね。これは非常に確信的な発言です。彼は、その前の発言でエーリッヒ・フロム（Ehrich Fromm）の『自由からの逃走』に言及しているくらいです。自分が何を言っているのかわかって発言しているのですね。これは、見逃してはいけないことだと思います。

以上の4点からわかること、そして彼らの問題として、まずはっきり批判しておかないといけないのは、彼らには、家族と共同体と国家が同じ価値観を持って同じように同心円状に広がっているという考え方がある、という点です。

家族から国家へと拡がる同心円的な延長は、事実大きく反しています。例えば、自民党の議員のなかで、少し教養のある方は、北米の共同体主義の議論なんかを持ちだすのですけれども、少なくとも北米で共同体主義と言われる人たちは、実は反国家、反ナショナリズムを主張するために共同体を重視します。つまり、さまざまな小さな共同体、もちろん文化や伝統に非常に強く規定されているその共同体の価値を、近代国家はつぶしてきた、というのが彼ら・彼女たちの主張です。つまり、国家は、すべての価値観、さまざまな権利主張もそうですけれども、人々の生き方を決定するのに、あまりにも力を持ちすぎている。リベラリズムが個人主義をとりながらも、国家と個人しか権利を持たないように規定している点を批判します。国家以外の共同体にも、いままでつやってきた歴史的な価値がある。つまり国家に対抗するために、共同体主義と言ってきたわけです。ですから共同体は、国家に対立するのですね。

これは家族もおそらくそうだと思います。注に書いておきましたけれども、牟田和恵さんが、歴史社会学のアプローチからはっきりと、日本にはこの公私の区別というのがまったくないと論じています。牟田さんの研究によると、明治期に家族国家観を導入するさい儒教的な考えを国民に教育するわけですけれども、その中の「忠孝」が問題となるわけです。自分の社会的な親分に忠誠を尽くす忠と、親孝行の孝は実はまったく違う価値を

持っている。そこで、明治期に政治家たちは、本来まったく異なるはずの人間の生き方、価値観をあらわしている忠と孝を一致させるのに必死だったわけです。

しかし、忠孝は一致しません。私たちの日常生活においても、家族を守ることと、公共で何らかの政治的な参加をすることは、ある種、違う価値観が関係してきます。例えば、わが子を第一に考えることと、政治的な活動に要請される価値というのは異なるでしょう。共同体については、日本でも例えば沖縄の基地問題で、沖縄の人たちの共同体の価値と国家の価値は、大いに反発しあいます。そのことを、自民党議員たちはまったく無視している。家族と国家がイコールで結ばれるのは非常に危険です。

ですから明らかに、彼らの考える利己主義、個人主義、権利の主張をしすぎる国民というのは、国家イコール政府イコール公共体の価値に違反する人たちなのですね。ですから国家がすべての価値を決めてしまおうという、非常に露骨な全体主義国家を彼らは想定しています。

第二に、『論点整理』では、日本では個人主義が利己主義と誤解されて正確に理解されていないということが指摘されています。しかしながら、『論点整理』ではなく政治家の人たちの発言を見ると、権利イコール利己主義であり、権利対責任、権利と義務は相反する、あるいは個人の権利と公共の福祉が対立すると考えられています。これは大いなる間違いです。これもあとから触れます。

第三点め。先ほどから私がこだわっている、近代的な尊厳は否定される。個人に対する限りない懐疑が議員のなかにある。読んでみると、どうしてあなたたちに国民がばかにされないといけないのかと、腹が立ちます。利己主義イコール権利としたのは、あなたたちだろうと私は思います。利益誘導してきた政治家たちが、権利を主張するというのはまさに利益の主張なのだと言う。自分たちがそうした権利理解を体現しているのです。私は政治家がまったく権利の主張のしかたを知らないから、国民もこうなったと思います。だから、まずあなたたちの態度を改めよと、本当に言いたい。だんだん腹が立ってきて、すみません、ちょっと興奮しすぎました。

4点め。以上をまとめると、国家の絶対主義ということが見えてきます。

国家と言っても、これは一部権力者、政治家、そして経済的に優位に立つ人が想定する国家です、もちろん。国家があるあらゆる領域、幸福であるとか、尊厳を侵害していこうとするところではっきり分かりますが、個人の内面や良心も含んだすべてを独占してしまおうという、露骨な権力志向なのですね。

ここから、レジュメの2のほうに移りますけれども、自民党議員の人たちは、まず天皇を中心とした家族国家、軍国主義、欽定憲法という歴史を反省して、いまの現行の憲法ができたということをまったく理解していない。忘れ去ろうとしているか、失念されているか、本当に驚くべき状況です。

ですから彼らにとって、前文を変えるというのは、大きなテーマになっています。中曽根案は「この島の美しさ」という文言を入れようとして、完全に却下されました。舛添要一さんが自民党草案の最終まとめ役でした。私は彼には全然共感を持っていませんが、少なくともかつて政治学の教員であったことを思い出されたのか、彼ははっきり、何を見て美しいと思うかは人それぞれ違うので、そうした価値観は憲法に反映されてはいけないと述べています。やはり24条の改正案も、彼が最後頑張っておしとどめたのですね。その意図は、どういったものかここでは評価することはしませんが。

ですから、政治学の基本的な認識というものはとても大切です。たしかに、彼らの言い分は、そんなことを言ってもアジアの多くの国々には、前文には、伝統文化を守ろうと書いてある、というものでしょう。フィリピンもそうですけれども、神に言及してあったり。たしかにそうです。私は、各国の前文もいろいろ調べました。英語でしか私は読めないのですが、全部を英語で調べているのですけれども。例えば韓国でも、はっきりと前文で自分たちの伝統の重視を唱えています。しかし、前文に反映されているのは例えば三一運動などの抗日運動の歴史なのです。独立運動、日本の帝国主義に対する抵抗運動であるとか、1960年の民主化運動が前文に書き込まれているのですね。ですから、一概に伝統といっても、それは非常に歴史的な文脈を反映している。

ですから日本の前文がなぜ今ああいうものかといえは、日本がかつて侵

略戦争をしたというその反省、歴史が反映されているからです。ですから、いちがいに他の国々で伝統を言っているからといって、一切、戦争したことも忘れて、私たちも日本の伝統、彼らが妄想しているような「伝統」を前文に書き込むなんていうことは、あってはならない。

余談ですが、興味を引かれたのは、中国。さすがですね。中国二千年の歴史なので、前文だけでプリントアウトすると3ページ、すごく長いのです。1840年のアヘン戦争とか、毛沢東のこととか、とにかくいろいろと書かれている。もちろん日本のことも書いてある、抗日の独立戦争を戦い抜いた、と。非常に長い歴史が書かれています。

私たちが現在、民主主義的な憲法を持っているのは、日本が侵略戦争をしたという事実を、しっかりと歴史に刻印していかないといけない、という意味もあるのです。そういう意味も否定して、もう本当に、我田引水というか、よくまあ外国のことを平気で、勝手に引っ張ってくるなどと思うぐらいひどい議論を、憲法調査会ではされています。

本当にあきれて、私はもうこの準備をしているあいだ、眠れなかったり、腹が立ってしかたがなかったのです。ですから、むきになって、いろんな国の憲法を調べたりしていたのですが。

それでもあきれているばかりではいけなくて、やはり何が足りないかという、日本の教育がまったく触れない政治教育です。それは、本当にながしろにされている。小中高で公民とか社会とかでこの国の基本的な原理をやりますけれども、しっかりと政治的な意義を教えない。

例えば権利というのは、必ず責任が伴う。これは自明の理であると憲法調査会も言っていますけれども、あまり日本はそういった政治教育をしないのです。政治の三権分立とか習いますけれど、どうして三権分立にしないといけないのか、どうして憲法というものがあるのかを教えていない。民主主義の原理というのは何かというのを、もう一度しっかり私たちは考えないといけないなど、本当につくづく思いました。

それで、私がいまからお話したいのが、24条改憲の大筋の議論だけを見ても明らかなように、近代的な立憲民主主義の理念に彼らは挑戦しているということです。まったく憲法の理念を書き換えようとしている、非常に

恐ろしい状態にあると私は思います。

脚注に下線部を引いて引用してありますが、「個人主義が理解されてこなかった」といい、彼らはそれで家族重視にいくのです。ですが、個人主義はイコール利己主義じゃないということを、なぜしっかりと教育しようという路線に向かないのか、私は本当に彼らの論理展開が理解できません。

個人主義は、もちろん権利と責任、そして公共に対するある種の責任というのを含んでいます。ですが、彼らはそこをすっ飛ばして、個人主義をやめる、あきらめる。日本国民のことを理解力が足りないから、そういう教育はしなくていいと思っているのか。ですから、ここから、立憲主義についてみなさんにお話しようと思います。

まず近代立憲主義の出発点について。近代という時代の国家、18世紀以降の近代国家というのは、合法的に暴力を持てる唯一の存在です。国家とは、暴力装置を独占した装置です。ですから、国家からたがを外してしまったら何をするかわからない。自由主義というのは、まず政治家、権力者、政府、権力を占有するものに対する懐疑がその核心にあります。それは歴史が教えてきたことで、権力を持つと、人間、何をするかわからないわけです。ですから、それをはっきりと、政治はここまで介入していいですよということを、法の下に制限するのが憲法の役割なのですね。

ですから、自民党の人たちが、いまの憲法には国民の義務が書いていないと言いますが、それは当然です。なぜかというと、憲法の宛名は、政府なわけです。政治家なのですね。これは改憲論が出てきたときに、一斉に憲法の研究者たちが反対した点です。ですから、国民の権利がそこで主張されているということ、例えば基本的人権を尊重すると憲法に書かれているという事実は、政府は基本的人権に関わることには介入してはいけないということなのです。そこは自由な領域として、個人の自由の下におかないといけないという、政治的領域の境界をはっきり決めるのが、憲法の役割です。

ですから、政治の及ぶ範囲を厳格に制限するのが、憲法のそもそもの意義なわけです。このことについては、マイケル・ウォルツァー (Michael Walzer) という、合衆国の政治思想家が、自由主義というのは、分離、

セパレーションの技法（アート）だと、“Liberalism and the Art of Separation” という論文で論じています。彼は、近代の西洋に限定されま
すけれども、分離は、もともとは国家と教会を分離することからはじまっ
て、市民社会と政治的共同体、という具合に、政治の及ぶ範囲に境界を設
定して分離して、政治の及ぶ範囲をコントロールしようという、そのア
トこそが自由主義なのだと言っています。

憲法調査会の提言では、家族保護の規定というのは、世界人権宣言にも
あるし、イタリアやドイツ、スペインもあるじゃないかと言っています。
ですから日本にも家族規定をいれようと言っている。

それでは、各国の憲法上、どういう規定になっているかというのと、そう
した憲法の精神の下に書かれているのは当然です。憲法のなかに家族保護
と書いてあるとすれば、それは何を第一義的に意味するかというのと、まず
は強制力からの自由を担保するためなのです。つまり、家族を特別な保護
の下におくとは、家族には政治力は介入しないことを宣言しているのです。
私はドイツの憲法もスペインの憲法も英語で読みましたが、そこで何を言
っているかというのと、一義的には家族は、神聖な領域で、それは個人の自
由に任せないといけないと言っている。これは合衆国もそうですが、プラ
イバシーの権利を家族には与えています。

あるいはホーム、住居には、よほどのしっかりとした逮捕状や捜査令状
がない限り、一切強制的な捜査はできない。国家権力は家族には踏み入っ
てはいけませんよということが、権利規定でまず立てられているわけです。
だから法的な保護というのは、政治的に介入しない、そこにはタッチしま
せんという、基本的人権の理念と同じようなかたちで保護が規定されてい
るわけです。

そして第2には、社会保障規定です。つまり社会福祉の観点から、国民
はその家族を支える何らかの社会保障手当を、政府に権利として提起でき
る、という規定です。国民には国家に対して請求権がありますよ、と規定
する。だから、家族保護規定に書かれているのは国民の権利を拡張するこ
とである。国民が自分たちの社会福祉を保障しろと国家に対して請求でき
る権利です。特に子どもの権利です。子どもは、労働権が与えられていま

せんから、それは国家として、労働権を剥奪されている子どもを育てる、何らかの社会制度は整えないといけない。そうした要請に応える国家の義務を明記してあるのです。

だから、社会的な権利として保障するために、ドイツやスペイン、その他の国々も家族保護規定を持っているわけです。ですから日本も、もし家族保護規定をしようとするのであれば、国民の義務ではなく、むしろ国民の権利をしっかりと守るために規定する。実際に24条はそういうふうにも読めます。これは植野妙実子さんという憲法の専門家の方の研究を参考にしています。そういうふうに読める、むしろそういうふうに読まないといけないと言えらると思います。

例えば自民党議員たちが参照する世界人権宣言にも、まず第12条に、つぎのように書かれています。「何人も、自己の私事、家族、家庭、もしくは、通信に対して、ほしいままに干渉されない、また、そうしたものに対して攻撃を受けることはない。人はすべて、外的な干渉から保護される」と。ですから、プライバシー権を非常に重視した強い規定です。

第16条にも婚姻規定、家族規定があります。世界人権宣言はその第2項で、両当事者の —ここは尾辻さんのほうから報告があるので、その議論とも関わるので下線を引いておきました— 権利として認めています。婚姻は両当事者間です。両「性」ではない。第1項は「成年の男女」なのですが。世界人権宣言からすると、もちろん日本も世界人権宣言に基づいて国際法に拘束されていますから、24条を国際法と絡めて、婚姻を異性カップルに限定しなくてよい方向へと導くことは可能です。さまざまな条約、例えば日本が批准している国際人権規約でも、いまは「当事者」になっています。それを批准しているということは、憲法もそれに合わせて解釈することができるのではないかと私は思っています。

ドイツの憲法第6条も、これも英語からの訳ですけれども、たしかにつぎのように言っています。第2項ですが、「子どものケアと養育は、それぞれ両親の自然権に属している」と。つまり、子どもをどういうふう育てるか、まずその家族を構成する人々の権利で、国家はこういうふう教育しろと言えない。もちろん公教育とかはありますけれども、基本的に

は両親の自然権に属していて、第一に家族として養育の義務である、と。ここでまた義務であると、もちろん出てきます。そして国家は権利義務を監督すると。ですが、この意図は、おそらく養育権を規定した第3項を見ればどういうものかわかると思います。つまり、あるところでは国家にも監督する義務があるとされています。もし家庭内でネグレクトや、深刻な子どもの虐待があれば、そこには国家が介入しますよという、ある意味で、子どもにとっての社会的な権利の規定になっているわけです。

あとスペインが面白いと思ったのは、これは尾辻さんとの関係で後ほど議論してもいいかと思いますが、尾辻さんのレジュメにもありますように、同性婚を法的に認めた第3番目の国です。ところが、スペインの憲法では、世界人権宣言と同じで当事者という意図かもしれませんが、英語で見る限り32条では、マン・アンド・ウーマン(man and woman)の間の婚姻と規定しているのです。

ですが、男と女だから男と男でも結婚できるというふうに読んでいるのか、スペインは、今のところわたしの知る限り、憲法の改正はしていません。英語では「man and woman have the right to contract matrimony with full legal equality」。両性は、十全な法的な平等のもとに婚姻の契約をする権利がある。マン・アンド・ウーマンなのですが、これは世界人権宣言もマン・アンド・ウーマン、男女なので、日本のように婚姻を両性に限定している規定ではないと読んでいるのかもしれませんが。この規定のままで、憲法改正せずに、同性婚を認めているのです。

もちろんいろいろ家族規定もありますし、スペインは特に、第39条にはっきりと社会権としての規定がしてあります。「The public authorities ensure social, economic and legal protection of the family」。これはドイツの憲法に非常に似ているのですが、公的な機関は家族の社会的、経済的、そして法的な保護を保障しないとイケないと決められていて、自民党の憲法調査会が引用しているのは、このスペインの規定と同じであり、そういう規定を設けようと言っているのです。けれども、彼らはこれが社会保障、国民の権利を非常に重く見るというふうには読んでいないのです。不思議なことに。憲法、家族法の専門家ではないので、わたしにははっきりとし

たことがわからないのですが、かれらによる大いなる誤解なのか、あるいは故意の誤読か。もし家族規定を憲法上置くとすれば、それは社会保障をもう少し充実させるか、あるいは個人のプライバシーの権利をより厚く公的にも規定しましょうというふうにしかならぬ、私には考えられないのです。それ以外のことは、憲法上できないはず。なぜこうなるのか、わからない。家族国家への妄執でしょうか。

関曠野さんという方が『現代思想』で、皇太子の、雅子さんに対する皇室内での「人格否定」のバッシングに対しての発言を契機に、「皇太子が言ったこと——一つの注釈」という家族についての論文を書かれています。そこで、はっきりと関さんも指摘されているのが、たしかに日本はずっとドイツの影響が強かったので、私がいろいろお話しているようなリベラルな英米系の立憲主義じゃない家族国家観、家族の愛の観念で何らかの一体感を示して、それを国家までずっと積み立てていくような同心円状のイメージというのが非常に強い。

第二に、これは先ほど言った1から4までの批判に関係して、権利、法というのはどういうものなのか、理解がまったくなされていない。権利というのは、フランス語ではドロワ (Droit)、ドイツ語ではレヒト (Recht) です。つまり、どちらも法とも権利とも訳せるわけです。それは何を意味しているかということ、主観的には権利であるけれども、客観的に見たらそれは法に従っていることなのだということが、その言葉には含意されていたということです。私がもし権利を主張するとしたら、それは反射的な効果として、あなたの権利も守ります、ということです。すべての人に権利があると言った途端、それは法であり、あらゆる人に公正に、その権利主張というのが認められています、という含意があるわけです。

法に従うことは、権利を全うすることでもあるのです。つまり、その普遍的な理念のもとに同じ価値を持った者として他者と共に生きていく、そこに、そうした観念が生まれてくるわけです。ですから、権利が個人主義に陥るといふ（ここでいう個人主義とは、利己主義を意味するのですけれども）ことは考えられないわけですね。権利という言葉を理解するのであれば。

ここでわかるのは、レジュメの4ページめに書いてありますけれども、国民の権利行使、特に国民の政治的権利の行使を、利己主義だと言っている人たちは、自分たちが私利私欲のために政治的な権力を使ってきたので、自分自身のことを言っているのだなということです。

例えば同様のことは、性教育を非常に批判なさる方についてもいえます。日本は性教育が遅れているので、先進国のなかで恥ずかしいことに、いまだにHIVの感染率が増えている。私はいつも、性教育を批判して、猥褻だと思ふ人は、その人の心が猥褻なだけであって、彼女、彼らの心が現れていると思っています。

さらにもう一点。公共の福祉とか、公共の利益という言葉が全面に出てくるのですが、日本では個人の権利を束縛するために、使われることが非常に多い。例えば沖縄の基地問題でも、基地は国益とか、公共の福祉に貢献しているから、個人の権利主張は我慢しなさいと。受忍限度を言うときに、公共の福祉が持ちだされることが多いのですが、そもそもは、国民からの信託のもとで、政治をおこなう政府と政治家が、公共の福祉のもとに政治をおこなえ、常に公共の福祉にのっとって政治をしなさいと、権力者側に対する主張として、公共の福祉論というのはでてきた。ところが日本ではそのことも忘れられている。

最後に、尊厳についてお話をします。チャールズ・テイラー（Charles Taylor）というカナダの政治思想家がいます。『〈ほんもの〉という倫理』という翻訳が日本語で読めます。そこでテイラーさんは、はっきりと近代的なその自己のあり方の特徴を尊厳という考え方の中に見ています。

『〈ほんもの〉という倫理』で、彼は、近代的自己というのは非常に特殊な新しいものの考え方に基づいている、そのことを示すのが尊厳だ、という議論をします。近代的な自己というのは、つぎの信念にのっとっている、と。人間らしくあるにも、この私なりのやり方がある。誰かをまねるのではなく、自分なりのやり方で人生を送ることが、この私に求められていて、それを近代人である自分にも課している。このことは、自分自身に忠実であれということである。これが〈ほんもの〉という倫理、authenticityです。すなわち、自己に忠実であること、ほんとうの自己を見

つけることに新たな重要性を見いだすのが近代的な自己のありかたです。

もし私が自分自身に忠実でなければ、私は自分の人生とは何であるかを見誤り、この私にとって人間らしくあるとは、どういうことかを理解できなくなる。この私に忠実になる。内なる良心、自分の声を信頼する。社会的な評価ではなく、私に何らかの価値を見出そうというのが、近代の特徴だとされるのです。

すべての人に、自分にとって何が正しく良きことであるのかを判断する道徳的能力があるというのが、近代法が前提にしていることです。ですから、法のもとの責任能力というのはすべての人が持っているとは仮定して初めて、いろんな契約法や民法や刑法が成り立っているのですね。その能力にこそ、尊厳のありかがあるわけです。

それは、人から見てどんなにおかしな人生を送っているように見えたとしても、少なくとも近代的な法と、それに基づいている政治は、その人たちの選択に関しては、それは、その彼女／彼の尊厳がそこに発露している、具現されている行為の結果であるから、これを決して差別してはいけないというのが、この近代法の根源にある考え方です。

テイラーさんによると、近代的な尊厳と対になる近代以前の基本的な価値というのは、名誉です。つまり社会的に期待されている役割をいかに果たすかです。武士でしたら、武士として死ぬ、社会が侍に期待している役割をまっとうに果たす時に認められるのが名誉です。

そうした、個人、私としてではなくて、いかに社会的な役割を果たすか。これが名誉であって、そこでの道徳的な能力というのは、自分自身で判断する能力ではなくて、全体を統治する神であるとか、自然法でもいいのですが、全体的な存在に与する能力です。自分自身で何ごとかを判断していくことではない。前近代的な哲学のあり方もそうです。プラトン以降、神、あるいは宇宙の存在について、それをよく知ることが道徳的な能力とされましたが、近代はそうではないわけです。

そのことは、様々な近代の思想家を見れば非常によくわかります。レジューメに一点だけカントを引用してありますけれども、以下は、近代的な憲法の核心をつく定義です。各人は自分がよいと思うやり方で幸福を追求し

てよい。つまり、彼によれば、道徳というのは幸福とは何かを教えない。けれども、各人が幸福に値するということを教えるのが道徳なのだと、はっきりカントは言っています。

ですから、私は先程の伊藤議員の発言に非常な危機を感じたのです。私たちには幸福追求権があるわけです。みなさんが思う幸福のあり方は一人一人違う。けれども、どんな内容であれ、みなさんが送るその人生に対しては、法や政治は一切差別をしません。他人の自由を侵害しない限りは、という限定はもちろんつきますけれども、一人一人の幸福追求権というのは、その人の判断に基づいている。なぜなら、その、みなさんの幸福を追求する人間のあり方というのは、みなさんの尊厳がそこに関わってくるからです。

以上の3点が、立憲民主主義、近代法の基本ですが、立憲民主主義という制度のなかの話ですので、これはあくまで政治的な約束ごとです。尊厳は不可侵であると、これも約束しているだけです。

だから、いまの自民党はそれを変えようとしているわけです。変えてしまえば、立憲民主主義じゃない、全体主義あるいは家族国家として宣言するわけですから、日本は国際的に恥をかくと思います。

約束だからこそ、非常に強く、一時の政治的な恣意によっては覆さない仕組みとして、憲法ではっきり仕組みを決めて、たとえ小泉政権が国民の意思を反映して人気があったとしても、彼の一存で憲法には触れてはいけない、と否定しているのが立憲主義なわけです。「近代法の基本テーゼ」と書きましたけれども、それは、すべての者が幸福に値するということを政治的に宣言していて、これを幸福追求権として日本の憲法も掲げている。

以上3点から、自民党政治家たちのこの無責任さを考えると、怒りを禁じ得ません。

ですが、ここから、フェミニズムに関心あるみなさんと議論したい点なのです。私はこれだけで、現在の家族規定をめぐる改憲論に対する批判に足りると思っているのですけれども、それでも私がここまで考えてきて、再度、現在なぜ憲法がそれほど注目されるかと自問しています。ここから、私はもやもやとしていくわけです。ここまでは威勢がよかったのですけれ

ども。というのは、私はこれまでフェミニズム理論のなかで、この近代の理論を批判的に考察してきたのです。ですから、今日私が批判したあの彼ら／彼女たちが、ある意味で、事実を突いているような気もするのですね。というのは、社会の基本に家族があるという発言ですけれども、事実としてはおそらく正しい。日本の政治も、ある一つの理想的な家族をモデルにして、福祉国家ではなくて福祉社会論というのを1970年代から展開してきた。家族を国家のみなし財産として福祉を削ってきたことからすると、事実としてはたしかに家族は基本単位なのです。

さらに、割り切れない点があります。つまり、近代的な政治的理念を批判するからこそ、フェミニズムは家族に注目して、その家族があたかも私的で自然な存在であるというふうな政治的に構成されてきたということ、ずっと批判してきたわけです。私自身もそうした近代のあり方というのを批判してきた。すると、文章を引用してありますけれども、先ほど述べたカントの自律的主体、カントの近代的な自由の考え方、例えば家族はプライバシー、私的な領域で国家は政治を一切介入しないというのが、DV法の成立なんか非常に足かせをはめてきた。とはいえ、家族、家族と言っている政治家の人たちも、じゃあ家族に警察を入れるのかという人たちと重なっているのも、また矛盾していますが。

つまりこの自律的主体、近代が想定し、近代法が想定している主体というのは、ずっと、実は私的領域を一切問わない、無視することで何とか存在し得た。特に女性や子ども、そのほかさまざまな多くの人々は、公的領域から排除され、危害、暴力にさらされてきたけれども、そうした事実は私的な領域だということで無視されてきた。先述したウォルツァーもそうです。近代以降、さまざまな境界設定をしてしまったがために、女性たちは私的な領域に押しとどめられてきた。自由主義というのは、それを一切批判し得なかった。

個や私が存在する前提として、私たちは、家族のなかで社会性を身につけます。家族の社会的機能を、政治学、政治思想、私を含めた政治思想史を研究している者は論じてこなかった。家族については、家族は私的な存在で公的の場とは違う論理で動いていますということしか言わなかった。

そればかりを、政治学は幾度も言ってきたのに対し、そうした主流の政治学を批判してきたのがフェミニストだったはずです。

自由な個人というのは何ものにもよらないのだとリベラルは前提としますが、たとえば、先ほどから強調してきた選択について考えてみると、私たちは、本当に個人で自分の自由意志に基づいて選択するかというと、そんな個人は一人もいない。選択の判断力を養うときに、自分がどういう環境のなかに生まれたかに依存する。いまのところ多くの場合、それは家族なわけです。家族でないとしても、誰かに私たちは育てられて、自分の自我や個性というのを身に付けてくるのですけれども、どういうふうに私たちは、個性なり自己の能力を発育させるかということを、政治学は一切問わなかったわけです。

家族というとき、ある特定の家族を前提にして話しているので、その家族こそが社会の基本単位であるという、この発言に、非常に私は注意をしたいのですが、それでも記述としては正しい。あるところで事実を突いているのですね、彼らの発言は。

わたしが彼らにいかに対抗するのかについて、ある躊躇があるのは、一つには政治学のせいです。例えば政治学者が24条を巡る憲法改定の動きに対してほとんど何も言わないのは、おそらく政治学的には、家族については、ほとんど理解、議論されていないので対抗するすべがまったくないからです。言葉がない、政治学的には。ただ、できるのは、私が2までで威勢よくやった、そのリベラルな議論、公私二元論で対抗するしかないのです。

ですが、それを批判してきたフェミニズムが — 私が意図するフェミニズムですけれども —、この保守派の言っていることと、何か親和性が存在するような、しないような、非常に微妙な関係にある。つまり、フェミニストたちは、もちろん字面上なのですが、家族は政治的に構成されてきたという、その政治性を突いていたわけです。批判してきたわけですね。ところが、「そうだ、そのとおりだ」と自民党の保守派が開き直って、はっきりと政治的に、家族は社会の基本単位として要請されるのだと明記するのだ、というような、開き直りをされてしまうのではないか。私が考えすぎなのかどうかかわからないですけど、そういうことで、私はもやもや

としているのですね。

日本の政治の保守派がいま、大きく転換しようとしているけれども、おそらくいままでの保守派、自民党でも年配の保守派の人たちは、何らかの規範・理念・建前みたいなものを持っていた。いま恐ろしいのは、中曽根元首相がけっこういい人に見えたりする、大人だなと（笑）。なんと、まだまだ、みたいな気になる。そうした、恐ろしい世界になっているのが日本の現状なのです。

それをいま、一部権力者は、本音の飽くなき追求に走っている。特に私たちはいま何に反論していかないといけないのか、と考えると、フェミニズムの近代批判にもかかわらず再度、近代的な理念を追求することなのか。近代的理念からの批判を繰り返すこと、もちろん私はそれを全否定はしない。私はいまお話ししてきた近代的な政治理念を、本当に大切だと思っているのですが、近代批判をしてきたフェミニストは、異なる現実の在り方、異なる道を探ってきたはずなので、近代的理念には大きな限界があるというのも事実ですね。

植野さんの論文、これは『法律時報』で2005年に憲法の研究者たちが、いまの改憲問題に関して、増刊号を出した中の論文です。それと中里見博さんが24条について書かれているので、ぜひ読んでいただいたらいいかと思います。レジュメの引用の最後の部分だけ読みますけれども、植野さんは、「道徳は法の基礎であるが、道徳と法の関わりは最小限にしないと」、全体主義の悪夢につながると、批判しています。基本的な法の発展への理解、つまり近代的な法はどういうふうに進んできたかの理解がないといけません。

私もそうは思うのですが、でもそこでとどまるのには戸惑います。もちろん彼女は、DV法にも注意を向けますが、家族論で一番厚い、歴史的な知見を持っているフェミニズムは、ここで大きく踏み込んで家族のことを議論していかないといけないと、私は思っています。ここでフェミニズムに、非常に繊細な議論が要請されているような気がして、私も家族についてさらに考えないといけないなと強く、今回思いました。

植野さんは法学者の方で、法学者の方というのは、非常に近代的な決ま

り事を大事にされるので、あくまで、リベラルです。ここで、唐突にバトラー（Judith Butler）を引用しますが、自律的な主体を前提としないフェミニズムというのを考えるさい、バトラーは助けになります。バトラーの議論には、自律的主体、すべての近代的な個人に権利が備わっていますよ、という議論ではない、社会を変えていく力があると思っています。

これはできれば尾辻さんのお話のあとで、もう一回私にお話させていただきたいことでもあるのですけれども、バトラーは、こういうふうに言っています。「私たちが権利を求めて闘うとき」—フェミニストはもちろん権利を求めて闘っているのですが—、それが何を意味するかには違いがあると、彼女は言っている。

私たちは単に、私たちの人格（パーソンの訳です）に帰属している諸権利を求めて闘っているのではない、そもそも私にもある権利を認めろと言っているだけじゃない。そうではなくて、権利主張に含まれる主張というのは、私もパーソンであることを認めよ、という主張だという。これは幸福追求権にも関わると思うのですが、私も一人の幸福、生き方を決定できる人なのですよということを社会に訴えているのだとバトラーは述べます。

前者と後者は違いがある。もし私たちが私の人格に帰属する、あるいは、帰属すべき諸権利を求めて闘っているのであれば、すでに構成された人格を前提としている。すでにその人は人格で権利が備わっているということをも前提にしているのです。しかし、彼女の理解する権利を求める闘争というのは、一個の人格として認められるだけではなくて、自分たちとはそもそも、パーソンであること、一個の人であることを、それが何を意味するのかに関する社会的な変革を巻き起こそうとするために闘っている。

これは尾辻さんとも関わることだと思います。例えば同性婚の権利といったときに求められているのは、私たちも、そうしたプライバシーの権利を政治、社会から侵害されないために、権利を求める一個のパーソンなのだと主張されている。それがないと私たちは、パーソンとして認められていない。だから、同性愛者を巡る議論に対しても、人格とは何かの書き換え、何が人かということが問い返されている。人は、いままでは異性愛者であると書き込まれてきたわけです。そのことを書き換えてくれと、同性

愛者は権利主張するときに訴えているのだと思います。ある権利を主張することとは、一人の人であることは、どういう意味があるのか、社会的にいま想定されていることを書き直してくれ、という訴えなのだと、バトラーは言っていると私は理解しています。

今日は結局、憲法24条の可能性を論じる前で私は止まってしまって、申しわけないのですが、若尾典子さんという方が、実はずいぶんと早い時期、1986年ですけれども、憲法学のなかで24条の現代的な意味をずっと議論されてきました。ほかの人に比べても彼女は非常に早くから指摘されていて、今から述べることは、ほとんど彼女が言っていることです。

24条に可能性があるとするれば、家制度批判としてだけじゃなくて、実は先ほどから私が述べてきたような、公私二元論を越えた、つまり家のなかで、ある自分が生まれてしまった環境のなかで、個が形成されることの意味にも着目している点が挙げられると思います。もしその形成する場所が、まったく民主主義の議論を離れて、ある一定の特定の人を差別するような環境であれば、その個もまた社会に出たときに、差別的になる。両性の平等を規定している24条というのは、個人が育てられる環境を重視するような意味にも読めるわけです。

そして、またその家族を自然視したり、脱政治化しないこと。特に家族というのは、括弧付きですけれども、慣習とか通念が無批判に受け入れられる傾向が非常に強い。憲法の家族の条文を読むと、民主制を支える制度の一つ、家族も民主化されないといけないとはっきり書いてあります。リベラルを越える響きがあるわけです。リベラルは、結婚制度、婚姻契約というのは個々の契約なので、その契約はもちろん奴隷契約は認められないでしょうけれども、それでも、その契約の自由の原理にのっとって、政府は介入できない。家族のなかでどういうことがおこなわれているか、政治的に問うことが難しい。

つまり、個人の尊厳の重視とは、先ほど言いましたように政治的な規範、政治的に約束しているだけのことなのですが、その約束ごとは、家族のなかにおいても、しっかりと認めないといけないと宣言していて、非常に現代的な響きがあると私も思っています。

法のもとの平等とは、近代的な法のもとの平等です。その限界を明示しておく、尊厳においては人は平等であるという基本概念からすると、諸個人の行為は尊厳の発露として形式的に平等に扱うということになります。

たとえば、女性にとって非正規雇用（現在日本社会では、女性労働者の50パーセント以上が非正規ですが）、パートタイム労働について、1985年ぐらいから議論されている点です。女性の働き方について、近代主義的な考え方の方は、女性が自由に選択した結果なので、男性とも平等だという言い方ができます。あるいは、夫の姓を選ぶ女性はいま98パーセントいますが、自分の姓を選ぶ男性とも平等。つまり、女性が選んだことになっているわけです。あるいは夫婦間で合意のもとで選んでいるということになっているので、男性も女性も平等。

つまり、一人一人にすでに帰属する選択、すでにもうそこには選択の権利としてみんな能力を持っていることが近代法では前提とされている。が、そうすると近代法は、社会的な格差や不平等が多いなかでは、底辺にいる人たち、選択のほとんど余地のない人には非常に不利にはたらく。

ですが24条が規定していることというのは、実はその個の形成過程に非常に重要な影響を与える家族生活において、どうしたら一人一人が自分が権利を主張しうる存在となれるかということに着目する。

さらにもう一点加えます。24条は、既に形成されてしまっている、さまざまな慣習に介入して、私たちが自分も十全な個人だと主張する余地を作ろうとする規定だとも言えるのではないか。いかにしたら、他者の幸福のあり方とは違う私なりの幸福を追求できる存在だということを、社会に強くアピールするような個人になれるか、ということに光を当てるような規定でもあると思います。

つまり、法のもとの平等が本当に一人一人、私が選択した、そして尊厳の発露である生き方をしていると言えるためには、この24条の規定というのは、そういう個人になれる際の環境づくりという意味で、政治的には非常に大きな意味を持っていると私は思っています。

レジュメの最後に、「女性差別撤廃条約とともに理解される24条」と書いてあります。日本もこの条約に批准しているということは、婚姻、家族

における両性平等規定を、家族という共同体の価値を重視する観点から見直すことは、国際法的にできない。ですから、『論点整理』は批准するのをやめるぐらいのところまで踏み込んでいると、危機感を持って読んだほうがいいと思います。さまざまな、これまで日本が批准してきた国際的な条約に、反する提言です。国際人権規約もそうですし、女性差別撤廃条約もそうです。

24条の改悪の論理で、私はそれでも、1と2の議論をしっかりとすることで足りると思っています。家族国家への回帰というのは、個人の尊厳を踏みにじる全体主義への回帰でしかありえない。立憲主義を根拠にして私たちは、その一部の権力者たちの妄想で政治的理念が踏みにじられることはありえないのだと、声をあげないといけないと思います。

これは21世紀というか、20世紀の政治のイロハであって、それを忘れてはいけない。あなたたち、政治学を基本から学び直せと言いたいです。

ですが、今回考えてみたかったのは、この威勢よくしゃべってきたのは裏腹に、実はその近代主義の批判を経たフェミニズム理論が論じてきたような、社会における家族の意義や社会的機能と近代的な批判、特に公私二元論との関連についてです。それは、私として、まだできていなくて本当に申しわけないのです。だがそうした今こそ、より精緻に、フェミニズムがいままで論じてきた、さまざまな家族に対する知見を生かさないといいけないと思っています。そのうえで、尊厳、権利、自由といった近代的な価値規範を、いかにより豊かな社会的文脈のなかで鍛え上げていけるかが、いまちょうど試されているのだらうと思います。

今回は触れませんでしたでしたが、多くの論者が指摘しているように、憲法24条には、第一項の「両性の同意」、あるいは「本質的平等」という文言について限界があるのは確かです。

前者については、あとで尾辻さんの議論になるかと思いますが、その異性愛中心主義という批判については、国際人権規約等の婚姻の規定でクリアできる問題だと思っています。あるいは、第2項の個人の尊厳、つまり幸福追求権として、その異性愛中心主義は克服できるのではないかと思っています。

ただ、ここもちょっと考えないといけないと思いますけれども、その「本質的平等」— 英語ではエッセンシャル・イクオリティですが — については、これは明らかに憲法制定過程の国体護持派の議論を反映しています。両性の本性に基づいた差別は許されるという、今までの性別役割分業論の根幹を成してきたわけです。ですから、この点は、検討課題にはもちろんしないといけません。

24条の可能性といいながら、可能性についての議論は薄くなりすみませんでした。